

## 年末年始の休日加算等の算定の注意点

年末年始やお盆、ゴールデンウィークなどの初・再診料にかかる加算の算定については多くの質問が寄せられています。今回、概要をまとめてみたので日々の業務にお役立てていただけると幸いです。当会のホームページにも掲載しています。

### 【休日加算における休日と算定について】

休日加算の対象となる休日は「日曜日」「国民の祝日」「12/29～1/3」とされています。当該休日を休診日としている場合又は当該休日を診療日としているが診療時間以外に急病等やむを得ない理由で受診した患者に対して休日加算を算定します。

### 【休日を診療日としている場合の算定方法】

休日を診療日としている場合は、当該標榜時間内は休日加算の算定ではなく、夜間・早朝等加算で算定します。夜間・早朝等加算は施設基準を満たす必要がありますが届出は不要です。

例) 12/29(月)が診療日で9:00～12:00、15:00～19:00を標榜。

	～6:00	6:00～ 9:00	9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 19:00	19:00～ 22:00	22:00～
夜間・早朝等 加算の施設基 準を満たす	深夜 加算	休日 加算	夜間・早 朝等加算	休日 加算	夜間・早 朝等加算	休日 加算	深夜 加算
満たさない	深夜 加算	休日 加算		休日 加算		休日 加算	深夜 加算

※ 夜間・早朝等加算の施設基準の概要は以下のとおり。詳細(通知全文)等は厚労省ホームページや保険診療の手引p162をご参照ください。

- ① 診療所であり、1週間あたりの表示診療時間の合計が30時間以上である。
- ② ①の規定にかかわらず概ね月1回以上、当該診療所の医師が地域支援病院や救急病院又は診療所、自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置付けられている医療機関に赴き夜間・休日の診療に協力している場合は1週間当たりの表示診療時間の合計は27時間以上でよい。
- ③ 診療時間については医療機関の建物外(敷地内)に表示し、診療可能な時間を地域に周知している。医療機関が建造物の一部(ビルの一部など)にある場合は、医療機関の外部(建造物の外部でなくてもよい)に表示している。

### ※お知らせ

年末年始のご相談は、休務の関係で12/27～1/4は担当が不在です。ご了承ください。

**当該ニュースや算定についての  
お問い合わせはFAX又はメール  
にてお寄せください。**

佐賀県保険医協会  
TEL: 0952-29-1933 FAX: 0952-23-5218  
MAIL: [hoken-i@star.saganet.ne.jp](mailto:hoken-i@star.saganet.ne.jp)  
HP: <http://saga-doc.jp/>

